

大里広域市町村圏組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

11月7日（月）

○開会及び開議	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○報告第 1 号 平成 2 7 年度大里広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計 算書	5
○報告第 2 号 平成 2 8 年度定例監査報告	5
○管理者の挨拶	6
○議案第 2 6 号 平成 2 7 年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算	7
○議案第 2 7 号 平成 2 7 年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出 決算	7
○議案第 2 8 号 平成 2 8 年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 1 号）	2 1
○議案第 2 9 号 平成 2 8 年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算 （第 1 号）	2 1
○議案第 3 0 号 平成 2 8 年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金 の補正について	2 1
○議案第 3 1 号 平成 2 8 年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金の 補正について	2 1
○議案第 3 2 号 平成 2 8 年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担 金の補正について	2 1
○議案第 3 3 号 損害賠償の額の決定及び和解について	2 5
○閉 会	2 8

大里広域市町村圏組合告示（乙）第32号

平成28年第2回大里広域市町村圏組合議会定例会を下記のとおり招集する。

平成28年10月31日

大里広域市町村圏組合

管理者 富 岡

清

記

- | | | |
|---|-----|--------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成28年11月7日（月）
午後2時00分 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市議会議事堂 第1委員会室 |

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	千	葉	義	浩	議員	2番	中	島	勉	議員
3番	小	鮒	賢	二	議員	4番	閑	野	高	議員
5番	林		幸	子	議員	6番	須	永	宣	議員
7番	福	田	勝	美	議員	8番	松	岡	兵	議員
9番	栗	原	健	昇	議員	10番	茂	木	一	議員
11番	為	谷		剛	議員	12番	佐	久	間	議員
13番	富	田		勝	議員	14番	中	矢	寿	議員
15番	高	田	博	之	議員	16番	佐	藤	理	議員
17番	吉	田	正	美	議員					

不応招議員（なし）

○会 期 1 1 月 7 日

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 (報告第 1 号) 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書
(報告第 2 号) 平成28年度定例監査報告

(報告～了承)

日程第 4 管理者の挨拶

日程第 5 (議案第 2 6 号) 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算

(議案第 2 7 号) 平成27年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算

(上程～採決)

日程第 6 (議案第 2 8 号) 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算 (第 1 号)

(議案第 2 9 号) 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

(議案第 3 0 号) 平成28年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金の補正について

(議案第 3 1 号) 平成28年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金の補正について

(議案第 3 2 号) 平成28年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金の補正について

(上程～採決)

日程第 7 (議案第 3 3 号) 損害賠償の額の決定及び和解について

(上程～採決)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (17名)

1 番	千 葉 義 浩	議員	2 番	中 島 勉	議員
3 番	小 鮎 賢 二	議員	4 番	閑 野 高 広	議員
5 番	林 幸 子	議員	6 番	須 永 宣 延	議員
7 番	福 田 勝 美	議員	8 番	松 岡 兵 衛	議員

9番	栗原健昇	議員	10番	茂木一郎	議員
11番	為谷剛	議員	12番	佐久間奈々	議員
13番	富田勝	議員	14番	中矢寿子	議員
15番	高田博之	議員	16番	佐藤理美	議員
17番	吉田正美	議員			

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

管理者	富岡清
副管理者	小島進
〃	花輪利一郎
事務局長	矢吹浩一
事務局次長兼 総務課長	澤野二三男
介護保険課長	田島齊
業務課長兼 熊谷衛生センター所長	飯島誠

○事務局職員出席者

副課長	米澤利之
主査	森久高
主査	田辺知士
主査	吉田正人

午後 2時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○栗原議長 出席議員が定足数に達しましたので、平成28年第2回大里広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

これより会議を開きます。ただいまの出席議員は17名であります。

△諸般の報告

○栗原議長 この際、報告をいたします。

本定例会の議案等の関係書類は、前もって配付したとおりであります。

なお、議案説明のため、管理者を始め関係者の出席を求めています。

開会前にお手元に配付いたしました書類は、1つ、本日の議事日程、以上1件であります。

△会議録署名議員の指名

○栗原議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名。会議規則第64条の規定に基づき、指名いたします。

7番 福 田 勝 美 議員

8番 松 岡 兵 衛 議員

以上の議員にお願いをいたしたく存じます。

△会期の決定

○栗原議長 次、日程第2、会期の決定。このことにつきましては、先ほど第2委員会室におきまして議会運営委員会を開き、ご協議願いました結果、本日1日ということでありましたが、そのように決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○栗原議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

△報告第1号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書

報告第2号 平成28年度定例監査報告

○栗原議長 次、日程第3、報告第1号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書及び報告第2号 平成28年度定例監査報告、以上2件を一括議題といたします。

失礼いたしました。平成28年度定例監査報告、以上2件を一括議題といたします。

2件に対するご質疑等ありましたらお願いをいたします。ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告第1号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書及び報告第2号 平成28年度定例監査報告について、報告のとおり了承することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、報告第1号及び報告第2号は報告のとおり了承することに決定をいたしました。

△管理者の挨拶

○栗原議長 次、日程第4、管理者の挨拶。富岡管理者、お願いをいたします。

○富岡管理者 管理者の熊谷市長でございます。開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、平成28年第2回大里広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員皆様には、ご多用の中にもかかわらず、ご健勝にてご参会を賜り、平成27年度の歳入歳出決算を始め、当面する諸案件につきましてご審議いただきますことは、広域行政進展のため、まことに喜びにたえないところでもございます。

それでは、組合事業の近況につきましてご報告を申し上げます。

最初に、可燃ごみ処理の状況でございますが、本年上半期は合計約6万4,800トンの処理を行ったところでございます。昨年同時期と比較いたしますと、約1,400トン、2.1%の減少となっており、引き続き減少傾向にあり、構成市町が取り組んでいるごみの減量化の効果があらわれてきていると考えています。

次に、不燃ごみ処理でございますが、本年上半期の大里広域クリーンセンターへの搬入量は約4,650トンで、前年比約460トン、8.9%の減少となっており、また有価物の価格が下落傾向にあることから、売却収入の減少が懸念されております。

次に、介護保険事業でございますが、今年度は第6期介護保険事業計画の2年度目で現在計画に沿って順調に推移をしているところでございます。また、さまざまな制度改正に対しましても、的確に対応し、被保険者の理解に努めるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、構成市町が主体となり、関係団体のご協力をいただきながら、地域支援事業を着実に進めているところでございます。

次に、今定例会に提案いたします議案につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、議案第26号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算並びに議案第27号

平成27年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。平成27年度決算につきましては、厳しい財政状況のもとでの事業運営でございましたが、事務執行に当たりましては、経費の節減に努めますとともに、効率的な運営を行い、健全財政を維持することができたものと考えています。

一般会計におきましては、歳入は52億3,380万2,550円、歳出は48億8,230万1,426円、差し引き残額は3億5,150万1,124円となり、この全額を28年度に繰り越すことといたしました。

介護保険特別会計におきましては、歳入は268億2,946万5,695円、歳出は265億1,689万4,257円、差し引き残額は3億1,257万1,438円となり、この全額をやはり28年度に繰り越しをいたすことといたしました。

なお、本決算につきましては、監査委員さんの慎重なるご審査をいただき、貴重なご意見をいただいておりますので、これを尊重してまいりたいと考えております。

次に、議案第28号 平成28年度一般会計補正予算（第1号）でございますが、ごみ処理施設運営管理業務委託及び資源回収業務委託に係る債務負担行為についての補正でございます。

議案第29号 平成28年度介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、主な内容は、平成27年度の介護給付費及び地域支援事業費の額の確定に伴う国・県負担金等の補正。

議案第30号から32号につきましては、市町負担金の補正でございます。

最後に、議案第33号は、損害賠償の額の決定及び和解についてでございますが、公用車による事故に係る案件でございます。

詳細につきましては、上程の際に事務局長から説明を申し上げます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議を賜り、ご議決いただきますようお願いをして、ご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○栗原議長 以上で管理者の挨拶は終わりました。

△議案第26号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算

議案第27号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算

○栗原議長 次、日程第5、議案第26号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算及び議案第27号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算、以上2件を一括議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

事務局長。

○矢吹事務局長 ただいま議題となりました議案第26号及び議案第27号について、順次ご説明をいたします。

最初に、議案第26号についてご説明いたしますので、資料ナンバー 3、歳入歳出決算書の 3 ページをごらんください。

議案第26号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算、歳入決算額52億3,380万2,550円、歳出決算額48億8,230万1,426円、差し引き残額は3億5,150万1,124円で、この全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次のページに参りまして、歳入の決算状況でございますが、表の一番下、歳入合計欄、左から予算現額52億5,898万2,000円に対して、調定額は52億3,607万8,736円、収入済額は52億3,380万2,550円でございます。不納欠損額は227万6,186円でございます。これについては、後ほどご説明を申し上げます。収入未済額はございません。一番右、予算現額と収入済額との比較では、2,517万9,450円収入済額が少ない結果となりました。

次のページに参りまして、歳出の決算状況でございますが、表の一番下、歳出合計欄の左から予算現額52億5,898万2,000円に対して、支出済額は48億8,230万1,426円で、執行率は92.8%でございます。翌年度繰越額は1億152万円でございます。不用額は2億7,516万574円、予算現額と支出済額との比較は3億7,668万574円でございます。

続いて、決算の主な内容についてご説明いたしますので、資料ナンバー 4、事項別明細書の 8 ページ、9 ページをごらんいただきたいと思います。

最初に、歳出から申し上げますが、説明は款・項・目・事業名欄の順に、また必要に応じ、節・備考欄で申し上げます。

最初に、1 款議会費でございますが、議会運営に要する経費でございます。平成27年度は、定例会を 2 回、臨時会を 1 回開催したほか、議会の行政視察として、平成28年 2 月に福島市及び栃木県芳賀地区広域行政事務組合の清掃工場の視察を行ったところでございます。

2 款総務費でございますが、1 項総務管理費、1 目一般管理費、事業名、人件費は、管理者、副管理者及び事務局長、次長、総務課職員、計 6 名分の給与等でございます。

事業名、事務局費は、総務課の事務費等、組合事務局運営の経費でございます。

次のページに参りまして、13 節委託料の備考欄一番上、委託料は、給与システム機器等の使用料及び情報セキュリティの確保やシステム調達費用削減等の ICT アドバイザー支援業務に係るシステム関連専門会社への委託費用でございます。その他は、曙町事務所の管理に係る委託料でございます。

14 節使用料及び賃借料の備考欄上から 5 番目、情報機器借上料は、熊谷市からの財務会計システム借上料でございます。

2 項公平委員会費、次のページに参りまして、3 項監査委員費は、それぞれの委員報酬等でございます。

次に、3 款衛生費は、可燃物処理施設及び不燃物処理施設の管理運営の経費でございます。1 項

清掃費、1目清掃総務費は、本組合が実施する一般廃棄物処理事業の総括的な経費でございます。

初めに、繰越明許費1億152万円でございますが、熊谷衛生センター第一工場の補修経費でございます。平成28年2月に補修工事に着手いたしましたところ、同センター第二工場に不具合が発生したため、補修工事を一旦延期をいたしまして再稼働せざるを得ず、年度内の工事完了が見込めなくなったことに伴い、平成28年度に繰り越しを行ったものでございます。

事業名欄、人件費は、業務課職員5名分の給与等でございます。

事業名、管理運営経費でございますが、次のページに参りまして、11節需用費の備考欄上から4番目、施設補修費は、可燃物処理3施設の緊急を要する補修や、機械設備の修繕等の経費でございます。

15節工事請負費は、可燃物処理3施設の主要設備に係る改修等の経費でございます。

19節負担金、補助及び交付金の備考欄一番下、交付金は、事業系一般廃棄物の処理手数料を可燃物処理施設立地交付金として、熊谷市及び深谷市に対して交付したものでございます。

25節積立金は、施設の大規模改修等に充てるために設置しているごみ処理施設整備基金に積み立てを行ったものでございます。

事業名、長寿命化施設整備事業でございますが、平成27、28年度の2カ年で工事を行う深谷及び江南清掃センターの基幹改良工事の費用でございます。

13節委託料、深谷、江南両清掃センターの施工監理業務の委託料でございます。

15節工事請負費は、深谷、江南両清掃センターの設備の更新・改修等、基幹改良工事の費用でございます。

23節償還金、利子及び割引料の備考欄、返納金は、国の交付金の超過分を返納したものでございます。

次の2目からは、可燃物処理施設及び不燃物処理施設の管理運営経費でございます。まず、2目熊谷衛生センター費でございますが、事業名、人件費は、施設管理を担当する職員3名分の給与等でございます。

次のページに参りまして、事業名、管理運営経費、11節需用費の備考欄上から3番目、施設補修費は、小規模の施設補修や機器・機械部品の交換修理の経費でございます。備考欄その下、光熱水費と燃料費は、施設の運転に必要な電気・水道の使用料と燃料の購入費等でございます。備考欄一番下、薬剤等購入費は、排出ガス中の有害物質の中和、分解等のために必要な薬剤等の購入費でございます。

13節委託料の備考欄一番上、委託料は、焼却灰のセメントへの資源化再生利用及び環境分析調査業務等の委託料でございます。

備考欄その下、管理運営委託料は、熊谷衛生センターの運転管理業務委託料及び熊谷衛生センター、深谷清掃センター、江南清掃センターから排出される焼却灰を太平洋セメント株式会社熊谷工

場へ運搬する業務の委託料でございます。

次のページからの3目深谷清掃センター費及び20ページ、21ページからの4目江南清掃センター費については、施設により若干の差異はございますが、支出内容は熊谷衛生センター同様、それぞれの施設の管理運営経費でございます。

22、23ページに参りまして、5目大里広域クリーンセンター費でございますが、事業名、人件費は、施設管理を担当する職員2名分の給与等でございます。

事業名欄、管理運営経費でございますが、次の24、25ページに参りまして、11節需用費のうち備考欄上から4番目、施設補修費は、破碎機を維持するためのハンマー交換やローターディスク等の補修、その他の設備の修繕の経費でございます。

12節役務費の備考欄一番下、手数料は、埋め立てが完了している最終処分場の管理のための水質検査及び環境測定調査等の経費でございます。

13節委託料の備考欄一番上、委託料は、同センターにおける中間処理により発生した残渣の処分を埼玉県環境整備センター及びオリックス資源循環株式会社等へ委託した経費でございます。

備考欄その下、管理運営委託料は、施設の運転管理及び有価物回収業務の委託経費等でございます。

最後に、4款予備費については、支出はございませんでした。

続きまして、歳入について申し上げますので、前に戻っていただきまして、4ページ、5ページをごらんいただきたいと存じます。歳入につきましては、款・項・目・節の順に、また必要に応じ、備考欄で申し上げます。

1款分担金及び負担金は、構成市町からの負担金でございます。1項負担金、1目1節事務費負担金の備考欄、事務費負担金は、議会や事務局の運営等に充てる負担金でございます。

2目衛生費負担金、1節清掃費負担金の備考欄、上から可燃物処理施設管理運営費負担金、不燃物処理施設管理運営費負担金及び長寿命化施設整備事業費負担金は、それぞれの事業に充てる負担金でございます。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料の備考欄、ごみ処理手数料は、可燃物処理施設で受け入れた事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物の処理手数料でございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節清掃費補助金の備考欄、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、こちらは深谷・江南清掃センター2工場の基幹改良工事に対する国からの交付金で、交付割合は2分の1でございます。

次に、4款財産収入でございますが、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金は、基金の預金利子でございます。

次に、5款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

最後に、6款諸収入でございますが、1項1目1節雑入の備考欄一番上、物品売払収入は、大里広域クリーンセンターで選別回収をした鉄・アルミ缶・ペットボトル等有価物の売却収入でございます。

次の6、7ページをごらんください。不納欠損額が227万6,186円ございますが、株式会社高橋商事に係る平成22年度のペットボトル売却代金の未収金でございます。同社は、民事再生計画案に基づき、債務の弁済を実行することとなっておりますが、平成24年6月に埼玉県から産業廃棄物処理業の取り消し処分を受け、事業継続が不可能となり、破産手続が開始をされたものの、配当に充てられる財産もなく、破産手続が廃止され、債権が消滅したため、当該未収分について不納欠損処理をいたしました。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

続きまして、議案第27号についてご説明いたしますので、戻りまして資料ナンバー3、歳入歳出決算書の9ページをごらんください。

議案第27号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算、歳入決算額268億2,946万5,695円、歳出決算額265億1,689万4,257円、差し引き残額は3億1,257万1,438円で、この全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次の10、11ページに参りまして、歳入の決算状況でございますが、表の一番下、歳入合計欄、左から予算現額273億2,066万8,000円に対して、調定額は271億3,563万5,655円、収入済額は268億2,946万5,695円でございます。不納欠損額は8,458万3,800円、収入未済額は2億2,158万6,160円でございますが、これらは介護保険料の未納によるものでございます。一番右、予算現額と収入済額との比較では、4億9,120万2,305円収入済額が少なくなっております。これは、見込みより保険給付費の支出が少なかったことから、これに対する国庫支出金、支払基金交付金、県支出金が少なかったこと等によります。

次のページに参りまして、歳出の決算状況でございますが、表の一番下、歳出合計欄、左から予算現額273億2,066万8,000円に対して、支出済額は265億1,689万4,257円、執行率は97.1%でございます。翌年度繰越額はございません。不用額及び予算現額と支出済額との比較は同額で、8億377万3,743円でございます。この不用額等は、先ほど申し上げましたとおり、見込みより保険給付費の支出が少なかったこと等によります。

続きまして、決算の主な内容についてご説明いたしますので、資料ナンバー4、歳入歳出決算事項別明細書、36、37ページをごらんいただきたいと思っております。資料ナンバー4、36、37ページをごらんください。

最初に、歳出から申し上げます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、事業名、人件費は、介護保険業務を担当する職員21名分の給与等でございます。事業名、介護保険業務経費は、介護保険の事務執行に係る経費でございます。

13節委託料でございますが、備考欄上から2番目のプログラム作成委託料は、マイナンバー制度の実施や、制度改正に対応するための介護保険システム改修経費でございます。その下の保守委託料は、介護保険システムのハードウェア及びソフトウェアの保守委託料でございます。

14節使用料及び賃借料ですが、次の38、39ページに参りまして、備考欄一番上、情報機器借上料も同じく介護保険システムのリース料でございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費、事業名、賦課徴収経費は、第1号被保険者に係る介護保険料の賦課及び徴収の経費でございます。

2目滞納処分費、事業名、滞納処分経費の13節委託料は、介護保険料電話催告業務の委託料でございます。

3項1目介護認定審査会費、事業名、認定審査会経費、1節報酬の備考欄上、委員等報酬は、介護認定審査会を組織する28合議体、140名の審査委員への報酬でございます。

次のページに参りまして、2目認定調査費、事業名、認定調査業務経費、1節報酬は、要介護度の認定資料作成のために必要な訪問調査を行う嘱託職員の報酬でございます。

12節役務費の備考欄一番下、手数料は、主治医意見書の作成手数料でございます。

13節委託料は、事業者認定調査を委託したものでございます。

2款保険給付費でございますが、次の42、43ページに参りまして、1項介護サービス等諸費は、要介護1から5の認定を受けた要介護者に対する介護サービスの給付費でございます。

1目居宅介護サービス給付費、事業名、居宅介護サービス給付事業、19節負担金、補助及び交付金の備考欄一番上、サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所、生活介護等在宅介護に係る給付費、その下、福祉用具購入費及び住宅改修費は、それぞれの費用に対する給付費、一番下、サービス計画費は、ケアプランの作成費用でございます。

2目地域密着型介護サービス給付費は、グループホームや小規模多機能型居宅介護等のサービスの給付費でございます。

3目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等への入所に係る給付費でございます。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援1・2の認定を受けた要支援者に対する介護予防サービスの給付費でございます。

1目介護予防サービス給付費、次の44、45ページに参りまして、2目地域密着型介護予防サービス給付費は、要介護者と同様に、それぞれのサービスに対する給付費でございます。

3項審査支払手数料は、保険給付に係る審査・支払事務の手数を国保団体連合会に支払うものでございます。

4項高額介護サービス等費は、介護サービスを受ける際の1割または2割の自己負担分が高額となった場合、所得区分に応じた限度額を超えた部分について給付を行うものでございます。

5項高額医療合算介護サービス等費は、次の46、47ページにかかりますが、同一世帯における医療費と介護サービス費の自己負担分を合算して、所得区分に応じた限度額を超えた場合、医療・介護それぞれから超えた部分が支給されることとなりますが、その介護分の給付を行うものでございます。

6項特定入所者介護サービス等費は、施設サービス等を利用する低所得者の負担軽減を図るため、利用者の所得に応じて食費や居住費の負担限度額が設けられておりますが、その超えた部分の給付を行うものでございます。

3款地域支援事業費でございますが、この事業は、要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、介護予防サービスを提供するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能の強化を主な目的としております。事業等の多くは、各市町の高齢者保健福祉施策に位置づけられ、構成市町が主体となり、その企画と実施をしております。

1項介護予防事業費、1目二次予防事業費、事業名、二次予防事業の13節委託料は、要介護状態になるおそれがある高齢者を対象として、介護予防事業を実施した事業所への委託料でございます。

次のページに参りまして、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、事業名欄、包括的支援事業、13節委託料の備考欄上、委託料は、地域包括支援センター10カ所への運営委託料及び6カ所への新設準備に係る委託料等でございます。

2目任意事業費、事業名欄、任意事業でございますが、次のページに参りまして、13節委託料は、配食サービス事業等の委託経費でございます。

1つ飛びまして、4目、事業名、生活支援体制整備事業、13節委託料は、熊谷市と寄居町の社会福祉協議会に各1名配置した生活支援コーディネーターの委託料でございます。

次に、4款基金積立金は、負担金・補助金の精算等への財源充当後の前年度繰越金を介護保険給付費準備基金に積み立てたものでございます。

次に、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金ですが、次の52、53ページに参りまして、2目償還金は、前年度の保険給付費等の額が確定し、精算の結果、国、県、支払基金及び市町へ返納したものでございます。

2項利用者負担額軽減支援費でございますが、1目利用者負担額軽減支援費、事業名、原発警戒区域等避難者負担軽減支援事業は、原発警戒区域等からの避難者に対し、介護保険サービスを利用する際の1割の自己負担分を負担したものでございます。

最後に、6款予備費でございますが、支出はございませんでした。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、前に戻って、30、31ページをごらんいただきたいと思っております。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料でございますが、31ページの左から、調定額63億9,199万5,400円に対し、収入済額は60億8,582万5,440円で、収納率は95.2%でございます。

2節滞納繰り越し分の備考欄下から2番目、不納欠損額は、時効の成立した保険料について、介護保険法第200条第1項の規定に基づき、不納欠損処理をいたしました。

次に、2款分担金及び負担金は、構成市町の負担金でございます。1項負担金、1目介護保険負担金は、保険給付費の12.5%の金額、2目事務費等負担金は、人件費、介護保険業務経費及び介護認定審査会等の経費に係る負担金、3目地域支援事業負担金（介護予防事業）及び4目地域支援事業負担金（包括事業・任意事業）は、構成市町等で実施したそれぞれの事業に係る負担金でございます。

5目低所得者保険料軽減負担金は、昨年度から新たに追加された負担金で、国、県、市町村が全額負担し、広域では、構成市町を通じて受け入れるものでございます。

1つ置いて、4款国庫支出金でございますが、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する負担金で、負担割合は施設等サービス分が15%、その他サービス分が20%でございます。

次の32、33ページに参りまして、2項国庫補助金、1目調整交付金は、介護保険の財政調整のための交付金等でございます。

2目地域支援事業交付金（介護予防事業）は、介護予防事業に対する交付金で、交付割合は事業費の25%でございます。

3目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、地域包括支援センターや配食サービス等の包括事業・任意事業に係る交付金で、交付割合は事業費の39%でございます。

4目介護保険事業費補助金、備考欄上の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバー制度に対応するための介護保険システム改修のための補助金でございます。

5目介護保険災害臨時特例補助金は、福島第一原発事故により避難された被災者に対し、保険料の減免、利用者負担の免除を行うための補助金でございます。

次に、5款支払基金交付金でございますが、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の保険料に相当する額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、交付割合は保険給付費の28%でございます。

2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業のうち介護予防事業に係る交付金で、交付割合は事業費の28%でございます。

次に、6款県支出金でございますが、1項県負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する負担金で、負担割合は施設等分が17.5%、その他分は12.5%でございます。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）及び次のページに参りまして、2目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、それぞれの事業に対する交付金で、交付割合は、介護予防事業が事業費の12.5%、包括事業・任意事業が事業費の19.5%でございます。

次に、7款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金は、介護保険給付費準備基金

の預金利子でございます。

次に、8款繰越金は、他前年度からの繰越金でございます。

最後に、9款諸収入でございますが、3項雑入、1目1節第三者納付金は、交通事故等第三者の行為を原因として介護保険サービスの給付を行った場合において、その給付費を加害者に対して請求し、納付されたものでございます。

2目返納金は、介護給付費適正化事業による是正指導等に基づく事業所等からの返納金でございます。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

なお、同じナンバー4の資料の後半部分でございますが、55ページからは実質収支に関する調書、59ページからは財産に関する調書、63ページからは決算説明書となっております。

また、資料ナンバー5、決算審査意見書、ナンバー6、決算資料、こちらにつきましても、あわせてご参照をいただければと存じます。

以上で、議案第26号及び議案第27号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○栗原議長 以上で提案者の説明は終わりました。

一息入れますか。暫時休憩。

午後 2時46分 休 憩

午後 2時55分 再 開

○栗原議長 休憩中の会議を再開いたします。

ただいま提案者の説明が終わったところでございます。

これより2件に対する質疑に入ります。

佐藤議員。

○16番佐藤理美議員 16番、佐藤でございます。2点ほどお伺いいたします。

まず、資料、事項別明細書38ページ、先ほどございました滞納繰り越し分、不納欠損額についてお伺いいたします。欠損した理由については先ほどご説明いただきましたが、これの8,458万3,800円の市町別の内訳について1点お伺いいたします。

それから、同じく事項別明細書43ページ、介護予防サービス給付費の中の備考の中にごございますが、住宅改修費3,000万ほど出ておりますが、こちらも市町別の補助件数についてお伺いいたします。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 それでは、お答えをいたします。

まず、不納欠損でございますが、理由につきましては、介護保険法の第200条の第1項の規定によりまして、介護保険料を徴収する権利が2年で時効を迎えることとなりますので、それにより消滅

するというのが理由でございます。

続きまして、市町別の内訳でございますが、熊谷市が4,699万6,500円、深谷市が2,858万7,800円、寄居町が899万9,500円、合計で8,458万3,800円となっております。

続きまして、住宅改修でございますが、住宅改修につきましては、市町別の内訳で申し上げますと、まず熊谷市が476件で4,571万4,482円、深谷市が235件で2,401万3,212円、寄居町が91件で904万9,825円、合計で802件、合計金額が7,877万7,519円でございます。

以上でございます。

○栗原議長 佐藤議員。

○16番佐藤理美議員 佐藤でございます。

1点目についてでございますけれども、かなりの大きな額になっております。また、2年で不納欠損するということをお伺いいたしました。また、監査報告にもございました。また、資料ナンバー5の審査意見書にもございましたように、やはり税の公平性から収納率を上げていただく努力をお願いしたいと思います。こちらは意見でございます。

それから、2点目でございますが、内訳をお伺いいたしました。改修内容について、最も多いものに関しては把握されておりますでしょうか、その点についてお伺いいたします。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 まず、ただいまの質問にお答えする前に、先ほど議員さんからご質問いただきました住宅改修費の金額なのですが、介護サービスの分についてお答えさせていただきました。これ以外に、介護の予防、支援のほうがございます。熊谷市が件数で168件で、支給額が1,643万4,604円、深谷市が101件で1,068万9,142円、寄居町が28件で324万4,543円になります。

それで、一番多いものでございますが、多分一番多いかなというのが手すりの取り付けとか段差の解消、こんなものがよく申請では目につきます。

以上でございます。

○栗原議長 佐久間議員。

○12番佐久間奈々議員 12番、佐久間です。

議案第27号の介護保険についてなのですが、制度改正によって、一定所得のある高齢者の介護保険サービスが1割から2割の負担増となりましたけれども、その2割になった方の人数と、そして増額分をお聞きします。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えをいたします。

まず、2割負担の関係でございますけれども、こちらにつきましては、国のほうが持続可能な介護保険制度の確保のために、負担能力に応じた実質的な費用負担の公平化を目指したものでございます。したがって、該当になるのが一定所得以上の方々ということで、低所得者の方は2割負

担の対象にはなっておりません。数字で言いますと、本組合では1,234人、割合にして7.48%の方がこの2割負担に該当をいたします。

それで、金額のほうでございますけれども、これは正確な数字ではなくて、あくまでも試算ということになってしまうのですが、主な介護給付費等の合計額で比較をいたしますと約9,300万円、この金額が保険給付費から落ちまして、その分自己負担に回っていく金額ということでございます。

以上でございます。

○栗原議長 佐久間議員。

○12番佐久間奈々議員 先ほど費用負担の公平性とおっしゃいましたけれども、実際の声として、やっぱり一定の所得といたしましても、ぎりぎりのラインで上がってしまった人にとっては、利用したくても制限をしているというお話を聞いております。使いたい人が使えるような制度にするように、大里広域のこの組合からも国に声を上げていただくよう要望いたしまして、質問を終わりにいたします。

○栗原議長 要望でございますね。

○12番佐久間奈々議員 はい。

○栗原議長 松岡議員。

○8番松岡兵衛議員 では、8番の松岡です。

今滞納、佐藤議員がお聞きいたしまして、忘れないうちに先に聞いておくのですけれども、今滞納して、その理由が、この介護保険の場合は時効が2年で完成する、こういう話だと思うのですが、言いかえると、では2年間払わなければ全部払わないで済んでしまうのかというのが問題なのです。確かに2年で時効になって、これでその交付の、これは試算で出てきますから、そういうところはやっぱり私も、税を含めて年中聞いているわけでありましたが、そこでちょっと聞きますけれども、今深谷市、熊谷市、寄居町で不納欠損の内訳を聞きました。この金が、保険料というので、今言ったように7段階か8段階になっていると思うのですけれども、基準値が五千幾らですか、5,400円ぐらいだったですか、その前後、段階があるわけです。この保険料を未納する人は、単純に考えれば第1段階の人が一番多いのかなと思うのですが、段階的にはどうなのでしょう、この未納する人は。そこだけちょっと先に伺っておきます。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えをいたします。

不納欠損になってしまっ、そのままで終わってしまうということになると、その滞納した人が得をしてしまうような感じがするのですが、介護保険制度につきましては、滞納して不納欠損になってしまった金額がある場合には、給付制限というものがございまして、サービスを利用する際に、通常は1割または2割でございますけれども、これが3割の負担となるペナルティーが制度として用意をされております。したがって、未納で、そのままで終わってしまうということではなく

て、将来的にサービスを受ける段階になって、給付制限がかかることによって、ペナルティーということになってしまうので、その辺のことをお話ししながら支払いをお願いをしているのが実態でございます。

保険料の所得段階で言いますと、基準額以下の人数が1,439人、金額にして5,014万3,600円ということで、割合にすると59.3%、約6割が基準額以下の方々ということになっております。そういう割合の中で滞納が生じて不納欠損になってしまうということでございますけれども、対象者が介護保険の場合、高齢の方々ということで、催告の電話をしたときにも、生活が苦しいというようなお話を伺いながら、場合によっては分納という形で、できる範囲内で少しずつでもお支払いくださいということでお話をして、先ほど言った給付制限に当たらないよう、お願いをしながら理解を求めているということでございます。

○栗原議長 松岡議員。

○8番松岡兵衛議員 ということは、滞納して、実際今度は自分がそういう状況になって介護申請とすると、今課長が言ったように、介護保険料を払わなかった人は3割負担になるのだと。私は、もともと保険料が払えないくらいだから、3割はなお払えないのではないかと思うのです。それは制度上そうなっているのしょうから、それはしようがないと言えばしようがないのですけれども、現実的に過去に、この制度が始まって、今言ったように6期目になって、1期が3年ですから、大分たったわけですけれども、そういうのは大体何人ぐらいいるものなのしょうか、それに該当する人。保険料を払わないで、実際は介護認定を申請してお世話になりたいという人は、現実に何人ぐらいいるのですか。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

給付制限3割の話をしていただきましたが、現在のところ給付制限がかかっている方々は77名でございます。

以上でございます。

〔「広域で全部、全体で」と言う者あり〕

○田島介護保険課長 広域全体で77名でございます。

○栗原議長 松岡議員。

○8番松岡兵衛議員 話が前後してしまうかと思うのですけれども、実はこの保険料を払わないで、調定額が2億2,200万も、半端はちょっと申し上げませんが、あって、収入済額が2,116万2,000、半端が出るわけですが。ということは、滞納して、納めてくださいよと、こう言っても、滞納してしまうと、大体9%から1割ぐらいきり納めていただけない、回収できないというか、徴収できないかなと思うのです。このお金を徴収するために滞納処分費が555万円計上されておまして、使って、これは決算ですから。ということは、早い話が2,000万徴収するために550万かかっていると。

ある町で100円徴収するのに経費が100円かかったという話も聞いたのですけれども、これは経費がかかっても、やらないわけにはいかないから、大変なのです。

現実に今説明で、委託料云々、郵便料幾らということで大変な状況で、それを徴収するために金がまたかかるわけです。前向きではなくて後ろ向きの金を一生懸命使わなくてはならない、こういう滞納というのは。現実的に人間が生活している以上は、ある程度はやむを得ない部分もあるのかなと思うのですけれども。

単純に伺いますけれども、今言ったように、私は、9%はどこかで出ているかと思うのですけれども、滞納した、それを徴収するパーセント、熊谷市と深谷市と寄居町がありますけれども、おのこの市町の滞納した……回収率というのか、徴収率というのか、それをちょっと伺っておきたいのですけれども。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えをいたします。

市町別の収納状況と収納率ということでございますが、先ほど全体では、現年分と滞納繰り越し分を合わせて広域全体では95.21%でした。それに対しまして、熊谷市が現年度分と滞納繰り越し分を合わせた収納率が95.10%、深谷市が95.49%、寄居町が94.73%ということで、95%ぐらいで、同じような収納率ということになっております。

以上でございます。

○栗原議長 松岡議員。

○8番松岡兵衛議員 これをトータルすると、そういう結果になると思うのですけれども、滞納したものを幾ら徴収したかというのを聞いたかったです。滞納額に対する、それは現年のを含めると……滞納繰り越し分と現年課税分を含めた計算でしょうから、それを聞きたいです。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えをいたします。

先ほど全体の額をお答えさせていただきましたが、滞納分に限定をしてみますと、広域全体では9.53%の収納率になっております。市町別で見ますと、熊谷市が収納率が9.18%、深谷市が10.36%、寄居町が8.58%。以上でございます。

〔深谷市が一番いいんだね。では、結構です〕という者あり〕

○栗原議長 閑野議員。

○4番閑野高広議員 4番、閑野です。

議案第26号、資料ナンバー4の62ページなのですが、組合財産に関する調書のところでお聞きいたしますが、62ページの中に、3、基金、項目の(2)、ごみ処理施設整備基金の中の有価証券の欄を見ますと、前年度末現在高の約3億円が、決算年度の期中の中で全額マイナスになっているというような処理をされているのですが、ここについての意図と伺いますか、理由についてお聞かせい

ただければと思います。

○栗原議長 事務局次長。

○澤野事務局次長兼総務課長 閑野議員さんのご質問に対してお答えいたします。

ごみ処理施設整備基金の中の有価証券、こちらのほうにつきまして、それまで3億円あったものがなくなってしまった、この分なのですけれども、基金関係につきましては、まず3億円の分については国債ということで運用しておりました。そういうことで有価証券という形になっておったのですが、この部分のところ、現在の経済状況におきまして非常に利率が下がってきております。組合としましても、なるべく有利な形で運用したいと、そういう意図がございまして、その基金の国債のほうは満期になりましたので、そちらの分につきましては取り崩しをいたしました。

そして、より有利な運用ということで、定期預金、これにつきまして入札というわけではないのですが、それぞれのところに問い合わせをいたしまして、最も有利な運用ということで、定期預金ということで運用させていただいたということになります。

以上でございます。

○栗原議長 閑野議員。

○4番閑野高広議員 ありがとうございます。今マイナス金利か何かでいろいろな利率が出てきているのだと思うのですが、現状の現金の運用における定期預金の利率について教えていただければと思います。

○栗原議長 事務局次長。

○澤野事務局次長兼総務課長 お答えいたします。

今回のもの、28年の3月31日から運用を始めているのですが、これにつきましては0.105%となります。そのほかにもいろいろ運用しておりまして、その中で一番有利なものと0.35%という運用のものもございます。

以上でございます。

〔「了解しました」と言う者あり〕

○栗原議長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 ほかに質疑もありませんので、この辺で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより2件を順次採決いたします。

議案第26号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算、本案について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第26号は原案のとおり認定されました。

次、議案第27号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算、本案について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○栗原議長 起立多数であります。

したがって、議案第27号は原案のとおり認定されました。

△議案第28号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）

議案第29号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第30号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金の補正について

議案第31号 平成28年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金の補正について

議案第32号 平成28年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金の補正について

○栗原議長 次、日程第6、議案第28号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）から議案第32号 平成28年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金の補正についてまで、以上5件を一括議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

事務局長。

○矢吹事務局長 ただいま議題となりました議案第28号から議案第32号まで順次ご説明を申し上げます。

最初に、議案第28号につきましてご説明申し上げますので、資料ナンバー7、一般会計補正予算書1ページをお願いいたします。資料ナンバー7、補正予算書の1ページをお願いします。

議案第28号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）。今回の補正は、債務負担行為についての補正でございます。

次のページをお願いいたします。まず、上段のごみ焼却及び不燃物処理施設運転管理業務委託でございますが、熊谷衛生センター、深谷清掃センター、江南清掃センター及び大里広域クリーンセンターに係る運転管理業務委託契約が、平成29年3月31日をもって終了しますことから、今年度中

に契約までの準備行為を完了する必要があるため、今定例会で補正をお願いするものでございます。期間につきましては、平成29年度から平成31年度までの3年間とし、限度額は4施設の3年間の合計で24億7,500万円でございます。

その下の大里広域クリーンセンター不燃物処理施設資源回収業務委託でございますが、やはり委託契約期間が平成29年3月31日をもって終了することから、今年度中に契約までの準備行為を完了する必要があるため、補正をお願いするものでございます。期間につきましては平成29年度から平成31年度までの3年間とし、限度額は1億6,900万円でございます。

以上で議案第28号の説明を終わります。

続きまして、議案第29号から議案第32号まで、介護保険特別会計補正予算関係議案についてご説明いたしますので、資料ナンバー8、介護保険特別会計補正予算書1ページをお願いいたします。資料ナンバー8、介護保険特別会計補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第29号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）。歳入歳出それぞれ1億8,245万9,000円を追加し、予算の総額を280億365万3,000円とするものでございます。

補正内容は3点ございます。1点目は、平成27年度の国・県及び社会保険診療報酬支払基金の負担金等の確定に伴う補正、2点目は、保険給付費から地域支援事業費への予算の組み替えに伴う補正、3点目が、総務費関係の一部事業費の確定に伴う補正でございます。

それでは、おのおの歳出からご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。1款総務費、2項徴収費、2目滞納処分費、事業名、滞納処分経費でございますが、介護保険料の滞納対策の一環として実施している電話催告業務委託について、昨年度の5カ月間から3カ月間延長する予定でしたが、委託契約に際し、費用対効果等を勘案し、1カ月間延長し6カ月間実施することとしたため、委託料を減額するものでございます。

次のページに参りまして、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、事業名、介護予防サービス給付事業の15ページの3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、事業名、介護予防・生活支援サービス事業でございますが、介護保険制度が改正され、予防給付のうち通所介護と訪問介護を来年度までに地域支援事業の総合事業に移行することとなり、本組合では本年3月から総合事業に取り組む中、想定以上に早期にこの移行が進みまして、介護予防・生活支援サービス事業費の不足が見込まれることとなったため、介護予防サービス給付費から予算の組み替えを行うものでございます。

次のページに参りまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目、事業名、償還金でございますが、平成27年度の介護給付費負担金等の額の確定に伴い、国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返納金を追加するものでございます。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、前に戻り、6ページをごらんいただきたいと思います。2款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護保険負担金、1節現年度分と、1つ飛んで、

3目地域支援事業負担金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節現年度分の同額の増減は、先ほど歳出でご説明申し上げました予算の組み替えに伴う市町の負担金の補正でございます。

また、2目1節事務費等負担金は、歳出の滞納処分費の減額に伴う市町の負担金の減額補正でございます。

7ページに参りまして、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分、これと2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節現年度分、それから続いて9ページに参りまして、5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分、これと2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分、続きまして県のほうに入りますが、10ページに参りまして、6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分、これと2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節現年度分、これらにつきましても予算の組み替えに伴う補正でございます。

次に、8ページに戻っていただきまして、4款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）、2節過年度分、9ページに参りまして、5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2節過年度分、それから11ページに参りまして、6款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）、2節過年度分は、いずれも平成27年度の事業費に対する交付金の額が確定したことから、過年度の追加分として受け入れるものでございます。

次に、12ページに参りまして、9款繰越金、1項1目1節繰越金ですが、国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返納金の財源として前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第29号の説明を終わります。

次に、議案第30号についてご説明いたしますので、同じく資料ナンバー8、補正予算書の17ページをお願いいたします。

議案第30号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金の補正についてでございますが、これは補正予算でご説明申し上げました、予算の組み替えに伴う市町別負担金の減額補正でございます。

18ページに参りまして、負担金の補正前後の比較表でございますが、負担金は、介護給付費見込み額の合計に26年度の給付費決算額の構成比を乗じて市町ごとの給付見込み額とし、それに12.5%を乗じて得た額ということになります。今回の補正により減額する負担金は、表の一番右、上から熊谷市分、深谷市分、寄居町分で、合計では1,864万円となります。

以上で議案第30号の説明を終わります。

次に、議案第31号についてご説明いたしますので、同じく資料ナンバー8、補正予算書19ページをお願いいたします。

議案第31号 平成28年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金の補正についてでございますが、補正予算でご説明申し上げました、滞納処分経費の減額に伴う市町別負担金の減額補正で

ございます。

20ページに参りまして、負担金の補正前後の比較表でございますが、負担割合は、均等割が10%、総人口割及び高齢者人口割がそれぞれ45%、基準日は平成27年4月1日現在でございます。今回の補正により減額する負担金は、表の一番右、上から、熊谷市分、深谷市分、寄居町分で、合計では118万3,000円となります。

以上で議案第31号の説明を終わります。

最後に、議案第32号についてご説明いたしますので、同じく資料ナンバー8、21ページをお願いいたします。

議案第32号 平成28年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金の補正についてでございますが、これは補正予算でご説明申し上げました、予算の組み替えに伴う市町別負担金の増額補正でございます。

22ページに参りまして、負担金の補正前後の比較表でございますが、地域支援事業は、介護予防・生活支援サービス事業、それから包括・任意事業から成り、市町村の割合は、介護予防・生活支援サービス事業費が12.5%、包括・任意事業費が19.5%とされております。それぞれの市町別負担金は、事業費の見込み額にこれらの負担割合を乗じ、平成27年4月1日現在の高齢者人口の構成比で案分したもので、合計欄の金額が地域支援事業全体の市町別負担金となります。

今回の補正は、このうち介護予防・生活支援サービス事業費に係る負担金で、増額分は表の一番右、上から熊谷市分、深谷市分、寄居町分で、合計では1,864万円となり、先ほど説明いたしました介護給付費負担金の減額合計と同額でございます。総額では一致いたしますが、算定割合は異なりますので、各市町分につきましては若干の差異がございます。

以上で議案第32号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○栗原議長 以上で提案者の説明は終わりました。

これより5件に対する質疑に入ります。ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより5件を順次採決いたします。

議案第28号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次、議案第29号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次、議案第30号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金の補正について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次、議案第31号 平成28年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金の補正について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次、議案第32号 平成28年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金の補正について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

△議案第33号 損害賠償の額の決定及び和解について

○栗原議長 次、日程第7、議案第33号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

事務局長。

○矢吹事務局長 ただいま議題となりました議案第33号についてご説明いたしますので、資料ナンバー9、議案書の1ページをごらんください。また、あわせて資料ナンバー10、議案参考資料17ページの位置図及び事故発生状況図をご参照ください。

議案第33号は、自動車の事故による損害賠償の額を定め、和解することについて議決をいただくものでございます。

1、損害賠償の額及び内容は、自動車修理費として17万655円。2、損害賠償の相手方は、深谷市山河1189番地4、広田茂夫。3、和解の内容は、1により2の相手方に対し、損害賠償するもので

ございます。

事故の概要につきましては、提案説明にありますように、本年4月15日に、業務課深谷清掃センター職員が、公金納付業務のため金融機関の駐車場に公用車を駐車し、ドアをあけたところ、強風にあおられたドアが隣に駐車していた相手方車両に接触し、同車両を損傷させたものでございます。幸い双方にけがもなく、物損事故で済みましたが、本組合職員に一方的な過失があったと認められるものでございました。

なお、本件に係る損害賠償額は、全国市有物件災害共済会からその全額が補填されるものでございます。また、本組合の公用車につきましては、修理は不要でございました。

今回このような事故が発生したことについて心よりおわび申し上げます。今後とも全職員に対し、事故再発防止の徹底に努めてまいりますので、よろしくご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○栗原議長 以上で提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

吉田議員。

○17番吉田正美議員 17番、吉田です。

最近このような交通事故は、頻度が多くなっているような気がするのですがけれども、職員さんの業務に当たる緊張感が緩んでいるようなことはないですね。もう一度受けとめ方をお聞きします。

以上です。

○栗原議長 事務局次長。

○澤野事務局次長兼総務課長 ご質問に対してお答えいたしたいと思います。私のほうが総務課ということで、職員全体の服務関係も管理しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

交通事故につきましては、おっしゃっているとおり、年間二、三件接触事故等ございます。特に大里広域に関しましては、長の専決処分事項の規程についてというものがございませぬので、和解をする場合については、たとえ1円でも全て議決をいただいている部分になりますので、ちょっと多いような形に見えるかとは思いますが、職員の部分、特に車関係ですけれども、意外とございますので、というのがまず1点ございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

ただ、そうはいいながら交通事故を起こしていいというものではございません。したがって、この部分につきましては、交通事故のほう、特に年に何回か交通安全運動ということで、これにつきましては平時職員に対して周知をしております。それから、同じことなのですけれども、職員に対しまして、内部会議の中で安全運転、それから交通法規の遵守につきまして、これも繰り返ししているところでございます。

これとは別のところの視点ということで、安全運転管理者という指定をいたしまして、これについては私のほうになっていて、もう一人につきましては、車が多いところの所属長になっているの

ですが、そういった職員のほうが研修を受けまして、その部分から再度職員に周知をするということで、交通安全のことにつきましては研修をしているところでございます。

今後もそういった形で、交通安全の部分につきましては周知、啓発をしてまいりますので、よろしくご理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○栗原議長 吉田議員。

○17番吉田正美議員 くれぐれも再発防止に注意を払って努めていただきたいと思います。要望いたします。

終わります。

○栗原議長 松岡議員。

○8番松岡兵衛議員 ちょっと伺いたいのですけれども、余計なことなのですけれども、私も広いところにとめておいて1回ぶつけられたことがありまして、たまたま私が乗っていませんから、そこにいませんから、ぶつけて、何番さんと呼び出されて初めて気がつきました。駐車場ですから、ぶつかったときに、相手方が車に乗っていたのかね。それとも、からの状態で、自分のほうから、当然なのですけれども、その辺のところはどうなのですか。乗っていたのか、それとも自分で当ててしまったので、当てましたというふうに言ったのか、それだけちょっと伺いたい。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 それでは、お答えいたします。

当日銀行でございまして、とても風が強い日でございまして、職員がぶつけたときは正直、乗っていませんでした。銀行に行きまして、この車両に乗っているお客さんと呼ば出していただいて事情を説明したという経過がございます。

以上でございます。

〔「わかりました。結構です」と言う者あり〕

○栗原議長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 ほかにもう質疑はありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第33号 損害賠償の額の決定及び和解について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

△閉会の宣告

○栗原議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

議員各位及び富岡管理者、小島副管理者、花輪副管理者、関係者の皆様のおかげをもちまして、平成28年第2回大里広域市町村圏組合議会定例会を終了することができました。本席から厚く御礼を申し上げ、閉会といたします。

どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

午後 3時48分 閉 会